

事 務 連 絡
平成18年2月20日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計画課

地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の指定については、各市町村においては当該業務を処理するための規則等を制定する必要がありますが、この度、指定に係る規則等の参考例を作成しましたので送付いたします。

また、この規則等の参考例は、その規定振りの一つの例を示したものであり、文言や様式を拘束するものではありませんので、各市町村において適宜追加・修正を行うなど活用してください。

なお、地域密着型サービス事業所の台帳につきましては、各市町村において適切な管理を行っていただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、管下の市町村に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますとともに、市町村にとって指定事務は初めてのことであるため、市町村において指定事務が円滑に行われるよう、申請書等の作成や具体的な事務の進め方等について随時ご指導いただきますようお願いいたします。

なお、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

照会先

厚生労働省老健局計画課 埴田

TEL 03-5253-1111(内線 3929)